

桶川市男女共同参画推進助成金交付要綱

(平成13年5月21日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現に向けて、深い認識と広い視野を養い、もって男女共同参画推進のための施策に寄与してもらうことを目的に、次の各号に掲げる研修等に参加するものに対し、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 日本女性会議
- (2) 男女共同参画宣言都市サミット
- (3) その他市長が認めた研修等

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、市内に在住し、女性問題への関心と積極的な学習意欲を持ち、研修等に参加した成果を女性政策推進のために寄与することができる者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、次の各号に掲げるものとし、助成金額は、要した経費の2分の1以内において市長が定める額とする。

- (1) 旅費
- (2) 参加負担金
- (3) 宿泊料

(申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、様式第1号の桶川市男女共同参画推進助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付するかどうか決定するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付または不交付を決定したときは、様式第2号の桶川市男女共同参画推進助成金決定通知書を申請者に通知するものとする。

(報告)

第6条 助成金の交付の決定を受けた者は、研修等終了後2週間以内に、様式第3号の桶川市男女共同参画推進助成金報告書を提出しなければならない。

(助成金の確定)

第7条 市長は、前条の報告を受理したときは、当該報告に基づく助成の額を確定し、様式第4号の桶川市男女共同参画推進助成金確定通知書により申請者に通知したうえ、当該相当金額を口座振込みにて交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は決裁の日をもって施行する。

様式第1号（第4条関係）

桶川市男女共同参画推進助成金交付申請書

年 月 日

桶川市長

住所
氏名

印

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日生
現住所	〒
電話番号	
職業	有 無
研修等の名称	
研修場所	
研修期間	
研修に要する費用	円 内訳 (1) 旅 費 円 (2) 参加負担金 円
助成金申請額	円（100円未満切捨て）
摘要	

（注）「職業」欄では、該当するものを○で囲んでください。

様式第2号（第5条関係）

桶川市男女共同参画推進助成金決定通知書

桶 人 第 号
年 月 日

様

桶川市長

このことについて、交付・不交付と決定したので、通知します。

1 交付決定

研修会等の名称	
研修会等の開催期日	年 月 日
助成金決定額	円
摘 要	— (@ 円×往復=)

2 不交付
(理由)

様式第3号（第6条関係）

桶川市男女共同参画推進助成金報告書

年 月 日

桶川市長 小野克典

住 所
氏 名

このことについて、下記のとおり結果報告いたします。
記

研 修 会 等 の 名 称	
研 修 会 等 の 開 催 期 日	
研 修 に 要 し た 費 用	円 内訳 (1) 旅費 円 (2) 参加負担金 円 (3) 宿泊料 円
助 成 金 決 定 額	円
自 己 負 担 額	円
摘 要	

様式第4号（第7条関係）

桶川市男女共同参画推進助成金確定通知書

桶人第 号
年 月 日

様

桶川市長

このことについて、下記のとおり確定したので、通知します。

記

研修会等の名称	
研修会等の開催期日	年 月 日
助成金確定額	円
摘要	— 間の往復交通費（電車）の半額 （100円未満切捨て）